



平成30年度福井労働局 個別労働関係紛争解決 制度の施行状況及び均等関係法令相談状況

—「いじめ・嫌がらせ」の相談が6年連続最多件数—

福井労働局（局長：嶋田悦郎）は、平成30年度（平成30年4月から平成31年3月）に福井県内5か所に設置している総合労働相談コーナー等で受け付けた総合労働相談及び個別労働関係紛争解決制度の施行状況及び均等関係法令相談状況を取りまとめたので公表します。

【ポイント】

(※1)(※3)

総合労働相談件数

6,908件(前年度比 6.0%増)

(※2)

・ 民事上の個別労働関係紛争相談件数

2,881件(前年度比 23.7%増)

うち、「いじめ・嫌がらせ」を含む件数

579件(前年度比 10.2%増)

助言・指導申出受付件数

29件(前年度比 35.5%減)

あっせん申請受理件数

23件(前年度比 0.0%)

・ 均等関係法令相談件数

502件(前年度比 23.1%減)

(※1) 「総合労働相談」とは、労働問題に関するあらゆる相談で、法令、制度についての問い合わせや労働基準法などの法令違反に該当する相談なども含む。

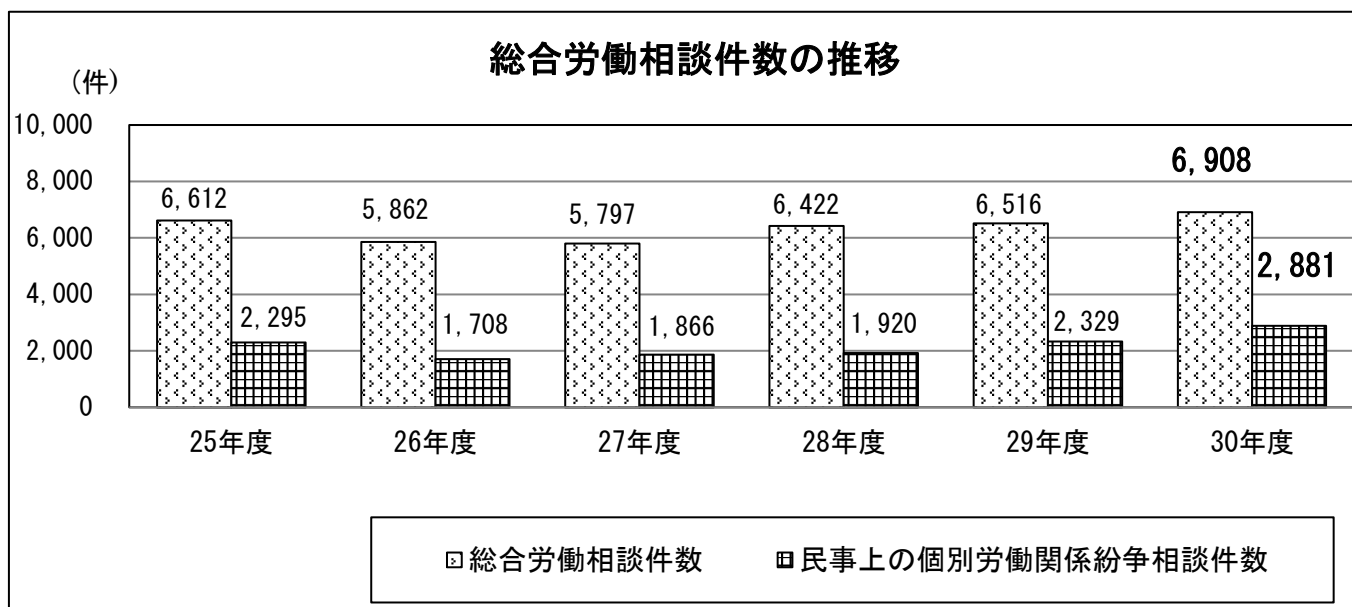
(※2) 「民事上の個別労働関係紛争相談」とは、「総合労働相談」の相談のうち、労働条件その他労働関係に関する事項について、個々の労働者と事業主との紛争で、法令違反には該当しない民事上のトラブルをいう。

(※3) なお、平成28年度から、都道府県労働局の組織見直しにより「雇用環境・均等室」が設置され、これまで「雇用均等室」で対応していた男女雇用機会均等法等に関しても一体的に労働相談として対応することになったため、それらの相談件数も計上されている。

1 労働相談の受付状況

(1) 総合労働相談件数は横ばいで推移

平成 30 年度に寄せられた総合労働相談は 6,908 件であった。



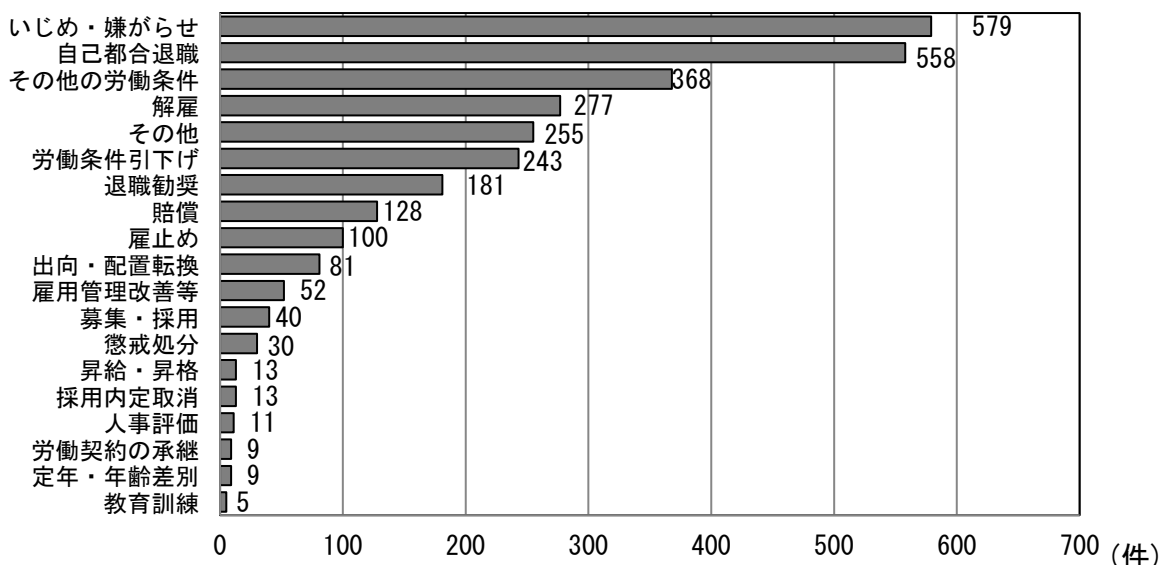
(2) 民事上の個別労働関係紛争相談件数は「いじめ・嫌がらせ」が最多

総合労働相談 6,908 件のうち、いじめ・嫌がらせ、解雇、退職等の民事上の個別労働関係紛争に関する相談は 2,881 件で前年度と比較して 23.7%の増加が認められた。

個別労働関係紛争に関する相談は、「いじめ・嫌がらせ」を含む相談が 579 件(20.0%)と最も多く、次いで「自己都合退職」を含む相談 558 件(19.3%)、「その他の労働条件」を含む相談 368 件(12.7%)と続いている。

平成 24 年度までは、「解雇」の相談が最も多かったが、平成 25 年度に初めて、「いじめ・嫌がらせ」が最も多くなり、以降、「いじめ・嫌がらせ」を含む相談が民事上の個別労働関係紛争相談件数全体の約 2 割を占める状況が続いている。

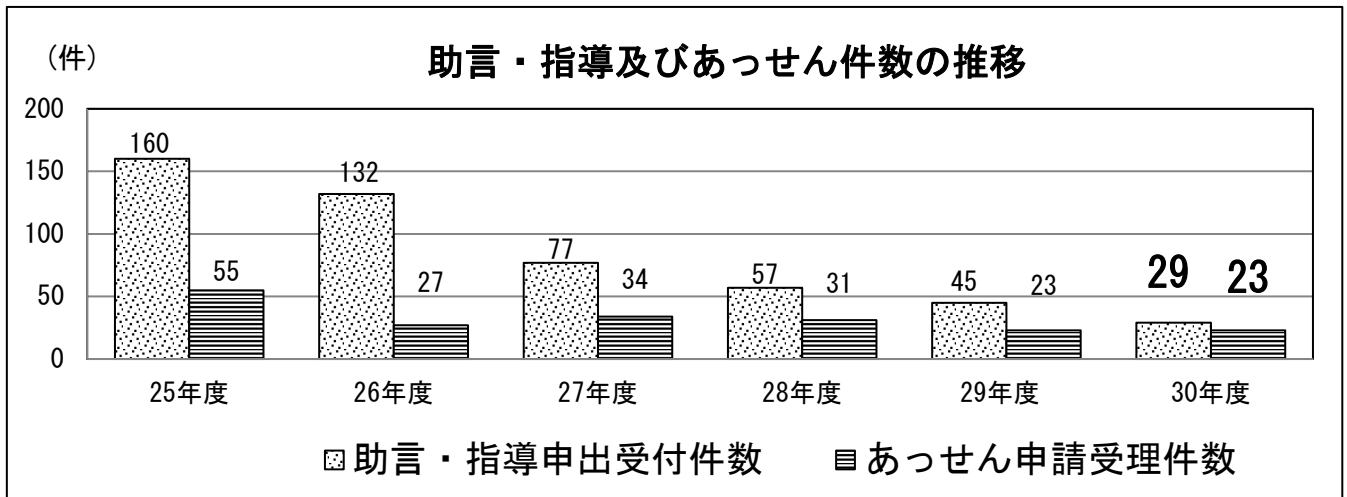
平成30年度 民事上の個別労働関係紛争相談の内訳



* 1つの相談が複数の内容にまたがるものがあるため合計は「民事上の個別労働関係紛争相談件数」に一致しない

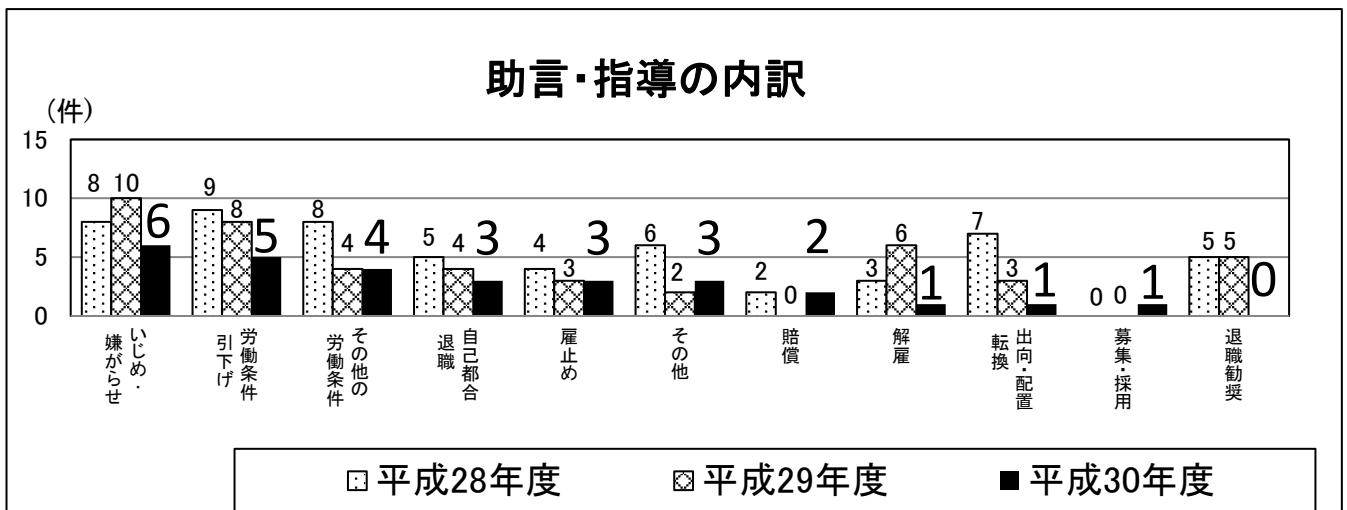
2 助言・指導及びあっせんの状況

平成30年度における助言・指導の申出受付は29件、あっせん申請受理は23件であった。



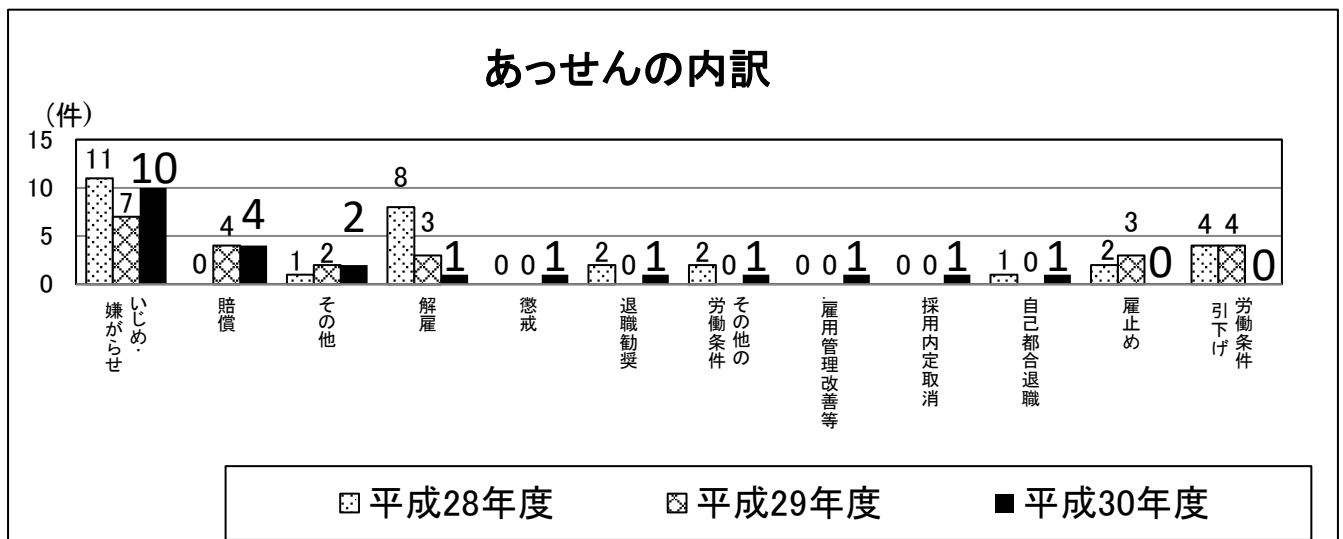
(1) 助言・指導の内容は、「いじめ・嫌がらせ」、「労働条件引下げ」、「その他の労働条件」が多い

助言・指導の申出29件における主な内容は、「いじめ・嫌がらせ」6件、「労働条件引下げ」5件、「その他の労働条件」4件と続いている。



(2) あっせん申請の内容は、「いじめ・嫌がらせ」、「労働条件引下げ」、「賠償」が多い

あっせん申請23件における主な内容は、「いじめ・嫌がらせ」10件、「賠償」4件、「その他」2件と続いている。



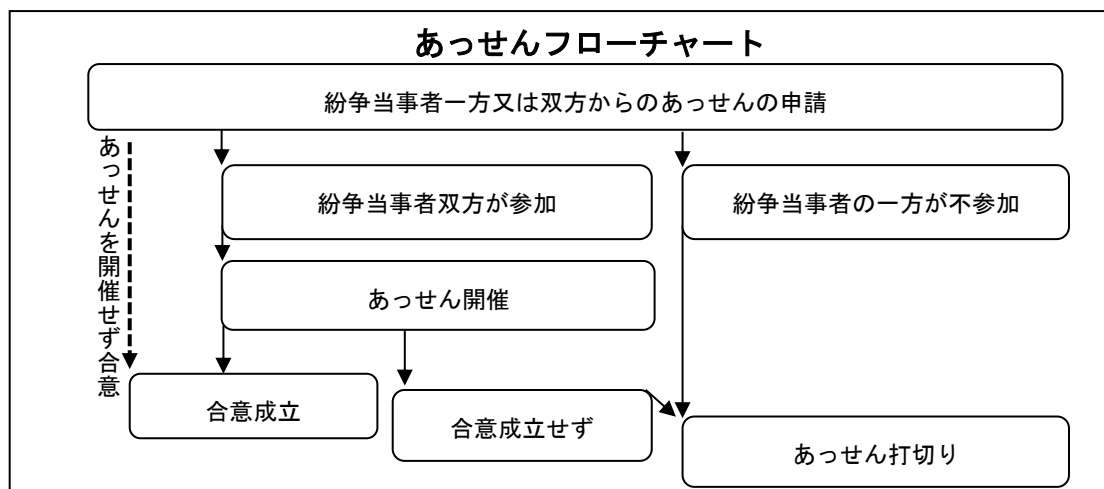
(3) あっせん処理結果は、参加率 59.0%、合意率 46.1%で参加率は全国と比較して高い

① あっせん申請後、紛争当事者の双方が参加に同意した場合には、あっせんが開催される。
紛争当事者のどちらか一方が不参加であった場合にはあっせんは打ち切りとなる。(あっせんフローチャート参照)

② 平成 30 年度内に処理したあっせん 22 件の結果について、紛争当事者双方があっせんに参加し、あっせんが開催されたものは 13 件 (22 件の 59.0%) であり、そのうち合意成立したのは 6 件 (13 件の 46.1%) であった。

なお、平成 30 年度内に処理したあっせん 22 件は、平成 30 年度申請受付の 23 件に平成 29 年度からの繰り越し 0 件を加え、平成 29 年度中にあっせん処理が終了しなかった 1 件を減じた件数である。

合意成立率 (あっせん 22 件に対する合意成立 6 件の比率 27.2%、参加件数 13 件に対する合意成立 6 件の比率 46.1%) は全国値 (38.1%、65.7%) より低かった。



あっせんの参加率、合意率の全国値との比較

	福井	全国
参加率 (開催件数／手続終了件数)	59.0%	56.9%
合意率 (合意件数／手続終了件数)	27.2%	38.1%
合意率 (合意件数／参加件数)	46.1%	65.7%

(4) 総合労働相談に関する労働局の取り組み

処理期間について助言・指導は 1 か月以内、あっせんは 2 か月以内を目安としていて、平成 30 年度に受付した助言・指導 29 件のうち 27 件は 1 か月以内に終了し、平成 30 年度に受理したあっせんについては 23 件のうち 22 件が 2 か月以内に終了した。

今後も総合労働相談コーナーに寄せられる労働相談への適切及び迅速な対応に努めるとともに、助言・指導及びあっせんの運用を的確に行うなど、引き続き、個別労働紛争の未然防止と迅速な解決に向けて取り組んでいきます。

3 事例について

助言・指導の事例

事例：有期労働契約者の解雇の事案	
事案の概要	相談者は1年間の有期労働契約途中に、解雇を通告された。 しかし相談者は事業場が主張する解雇理由に思い当たることは無く、解雇撤回又は金銭解決を希望するので、事業場に助言・指導して欲しいと相談者は助言・指導を申し出した。 経緯等を事業場側に労働局職員から問い合わせしたところ、説明内容からは解雇理由に客観的、社会通念上相当である理由が無いと判断される可能性がある状況であったので関係する裁判例を事業場側に説明し、解雇について事業場側と相談者にて紛争解決に向けた方法等を話し合うことについて文書助言を事業場に行った。
結果	事業場は一部金銭支払いを労働者に行うことを労働者に回答した。

あっせんの事例

事例：職場でのいじめ・嫌がらせ等の事案	
事案の概要	相談者は職場にて嫌がらせや暴言があった、事業場側指示が頻繁に変更され混乱した等を理由として、この紛争について金銭解決を行いたいと労働者からあっせん申請がなされた。 あっせんが開催され、双方の主張や経緯を尋ね合意を促したところ、労働者側と事業場側で解決金として約3か月分の賃金相当額を労働者に支払うとの合意文書が作成され合意に至った。
結果	後日、合意した額が支払われた。

4 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及びパートタイム労働法の相談状況等

(1) 均等関係法令に関する相談は 502 件

平成 30 年度に寄せられた総合労働相談 6,908 件のうち、均等関係法令（男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及びパートタイム労働法）に関する相談件数は 502 件であった。

相談者種別毎の内訳は、労働者 207 件、事業主 180 件、その他 115 件であった。

内訳は、男女雇用機会均等法 158 件、育児・介護休業法 324 件、パートタイム労働法 20 件で、育児・介護休業法関係の相談が最も多かった。

表 A 相談件数の推移

相談件数	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	(うち労働者からの相談)
男女雇用機会均等法	83	104	158	87 (55.1%)
育児・介護休業法	965	537	324	114 (35.2%)
パートタイム労働法	10	12	20	6 (30.0%)
合 計	1058	653	502	207 (41.2%)

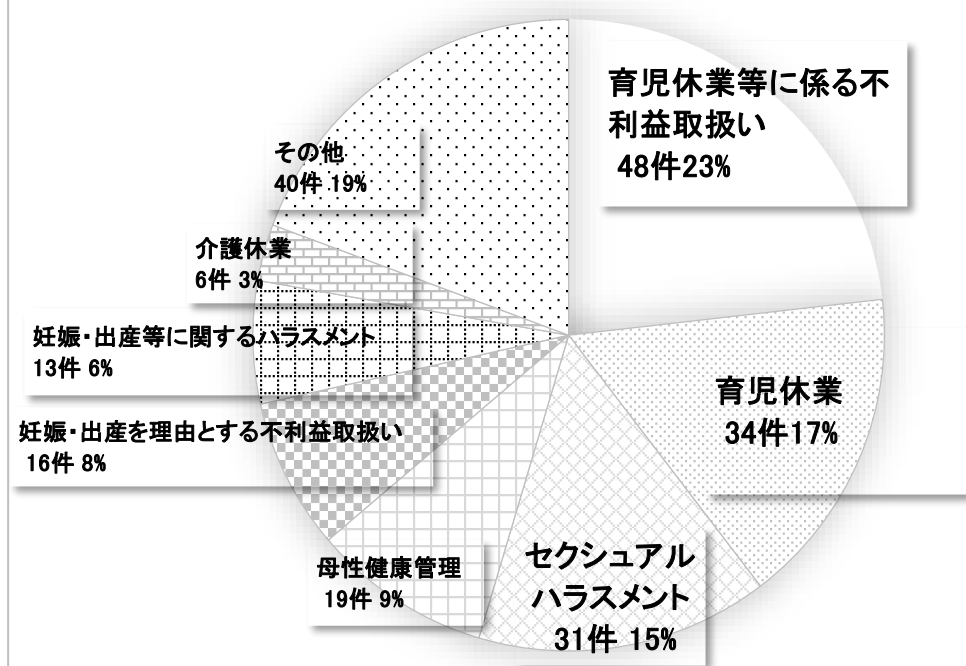
(2) 労働者からの相談は、育児休業等を理由とする不利益取扱い 48 件、育児休業に関すること 34 件、セクシュアルハラスメント 31 件の順に多い。

表 B 労働者からの相談内容

法別	内容	件数
男女雇用機会均等法	性差別(募集、採用、配置、昇進、教育訓練、間接差別等)	4
	妊娠・出産を理由とする不利益取扱い	16
	セクシュアルハラスメント	31
	妊娠・出産等に関するハラスメント	13
	母性健康管理	19
	労働基準法関係	3
	その他	1

育児・介護休業法	育児休業	34
	育児休業以外	13
	介護休業	6
	介護休業以外	6
	育児休業等に係る不利益取扱い	48
	介護休業等に係る不利益取扱い	1
	育児休業等に関するハラスメントの防止措置	2
	介護休業等に関するハラスメントの防止措置	1
	その他	3
パートタイム労働法		6
合計		207

労働者からの相談内訳(総数207件)



【県内総合労働相談コーナー一覧】

- 福井労働局総合労働相談コーナー (福井春山合同庁舎 9 階) ☎0776 (22) 3363
- 福井総合労働相談コーナー (福井労働基準監督署内) ☎0776 (54) 6167
- 敦賀総合労働相談コーナー (敦賀労働基準監督署内) ☎0770 (22) 0745
- 武生総合労働相談コーナー (武生労働基準監督署内) ☎0778 (23) 1440
- 大野総合労働相談コーナー (大野労働基準監督署内) ☎0779 (66) 3838

【均等関係法令の相談】

- 福井労働局 雇用環境・均等室 (福井春山合同庁舎 9 階) ☎0776 (22) 3947

「あかるい職場応援団」のサイト(<http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/>)では、職場のパワーハラスメントに関する情報(「パワーハラスメント対策導入マニュアル」、「動画で学ぶパワハラ」等)を提供しています。